



接統約款変更認可申請書

東相制第15-00093号
平成28年2月5日

総務大臣
山本 早苗 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくくにしんじゅくさんちょうめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

やまむら まさゆき

代表取締役社長 山村 雅之

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接統約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、速やかに実施します。
------	--------------------

電気通信事業法第 33 条第 2 項に基づく第 1 種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧	新												
第 10 章 料金等 第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第 68 条 1 (略) (1) ～ (28) (略) (29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2－1－1－1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。<u>以下この号において同じとします。</u>) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。	第 10 章 料金等 第 3 節 工事費及び手続費等の支払義務 (手続費の支払義務) 第 68 条 1 (略) (1) ～ (28) (略) (29) 当社が、第 34 条の 4 (光信号端末回線又は光信号局内伝送路の接続申込み) 第 2 項に規定する回答を行うための現地調査若しくは光信号端末回線の接続に係る工事又は端末回線伝送機能 (2－1－1－1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄又は第 8 欄に限ります。) に係る回線の提供可否を当社が回答するための現地調査若しくは端末回線伝送機能 (2－1－1－1 第 3 欄ウ欄若しくはエ欄、第 4 欄<i>(イ)</i>①欄又は第 8 欄に限ります。) を提供する回線の接続に係る工事 (以下「接続工事等」といいます。) を行う場合に、協定事業者が指定した時刻 (当社が承諾したものに限ります。以下「指定時刻」といいます。) に接続工事等を行う場所に到着したとき。												
料金表 第 1 表 接続料金 第 2 表 工事費及び手続費 第 2 手続費 1 適用	料金表 第 1 表 接続料金 第 2 表 工事費及び手続費 第 2 手続費 1 適用												
<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(8) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(9) 手続費の適用時間帯</td><td>ア (略) イ 2 (手続費の額) 2－1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄<u>まで</u>に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(8) (略)	(略)	(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2－1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄 <u>まで</u> に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。	<table><tr><th>区 分</th><th>内 容</th></tr><tr><td>(1)～(8) (略)</td><td>(略)</td></tr><tr><td>(9) 手続費の適用時間帯</td><td>ア (略) イ 2 (手続費の額) 2－1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄<u>並びに第 31 欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2－1－1－1 第 4 欄<i>(イ)</i>①欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限ります。)</u>に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。</td></tr></table>	区 分	内 容	(1)～(8) (略)	(略)	(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2－1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄 <u>並びに第 31 欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2－1－1－1 第 4 欄<i>(イ)</i>①欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限ります。)</u> に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。
区 分	内 容												
(1)～(8) (略)	(略)												
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2－1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄 <u>まで</u> に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。												
区 分	内 容												
(1)～(8) (略)	(略)												
(9) 手続費の適用時間帯	ア (略) イ 2 (手続費の額) 2－1 第 5 欄、第 10 欄 (エ欄に係るものに限ります。)、第 11 欄及び第 12 欄、第 13-2 欄及び第 13-3 欄、第 15 欄 (ウ欄に係るものを除きます。)、第 21 欄から第 24 欄 <u>並びに第 31 欄 (第 1 表 (接続料金) 第 1 (網使用料) 2 (料金額) 2－1－1－1 第 4 欄<i>(イ)</i>①欄を提供する回線の接続に係る工事を行う場合に限ります。)</u> に掲げる手続費の適用時間帯は、平日昼間に限るものとします。												
	<u>附 則</u> <u>この改正規定は、認可を受けた後、速やかに実施します。</u>												